

令和2年度緊急対応マニュアル

大野町教育委員会

1. 異常気象時の対応

1) 大野町に「警報」が発表された場合

* 警報：特別・大雨（土砂災害・浸水害）・洪水・暴風・暴風雪・大雪

条 件	対 応	給 食
登 校 前	児童生徒は自宅待機。 (家族とともに「命を守る行動」をとり、登校しない。)	な し
登 校 後	状況により、学校側で下校が困難と認めた場合には「学校待機」「保護者引き渡し」とし、安全と判断されるまで下校を見合わせる。	状況によ って判断 する

2) 警報が解除された場合

解 除 の 時 刻	授業等の扱い	給 食
午前6時より前に解除された場合	通常通り授業を行う。	あ り
午前6時から午前7時までに解除された場合	第3校時より授業を行う。	あ り
午前7時から午前11時までに解除された場合	第5校時より授業を行う。	な し
午前11時を過ぎても解除されない場合	授業はなく休校とする。	な し

3) 「注意報」が発表の場合

登校前	<ul style="list-style-type: none">・各校区の状況によって、学校より緊急連絡をいれる場合がある。連絡がなければ児童生徒は通常の登校。・学校からの緊急連絡がない場合でも「危険」と判断したら、児童生徒は無理に登校しないで、自宅で待機する。その旨を学校へ連絡する。
登校中 下校中	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒は、危険と思われる箇所があるときは、回り道をして、自宅または学校へ引き返す。
在校中	<ul style="list-style-type: none">・学校が状況を確認・判断し、「学校待機」または「保護者引き渡し」とする。(教師の誘導によって下校させる場合もある。)

2. その他の自然災害に伴う対応

熱中症	<ul style="list-style-type: none">・気温・湿度に注意を払い、熱中症指標計（熱中症予防のための運動指針）を利用するなどして、活動内容・活動時間・活動方法・休憩時間などを十分に配慮する。・水分補給のための水筒を持参させる。
落雷	<ul style="list-style-type: none">・原則「雷注意報」が発表されていたら、落雷の恐れがあることを認識し、厚い黒雲（雷雲）・雷鳴の状況により、活動を見合わせ（中止・変更）避難する。・登校前に雷鳴が聞こえたら、児童生徒はしばらく自宅で待機する。・登下校中に雷鳴が聞こえたら、児童生徒は近くの建物に避難して聞こえなくなるまで待機する。（下校前の場合は学校で待機する。）

3. 大地震発生に伴う対応

震度4以上の地震が起きた場合は、以下のように対応する。

登校前	<ul style="list-style-type: none">・教職員、地域の方（学校運営協議会が依頼する）で、校舎及び通学路の安全点検を行う。・児童生徒は第3校時より登校する。（安全が確認できた段階で、一斉メールで登校時刻を配信する。）・児童生徒は地震がおさまったり、警戒宣言が解除されたりしても、危険を感じる場合には、家で待機したり、震火災避難広場へ避難したりするなど、家庭で打ち合わせた方法に従い行動する。
登校や下校途中	<ul style="list-style-type: none">・教職員が校区を巡視し、児童の安全確認・所在確認を行う。・児童生徒は危険と思われる箇所がある場合は、回り道をしてでも、家または学校へ避難する。・いろいろな事故が予想されるので、状況に応じて登下校途中の民家や商店に助けを求めたり、最も近い震火災避難広場へ向かったりするなど、学校や家庭で普段から緊急の場合の避難方法について話し合い、約束を決めておく。
在校中	<ul style="list-style-type: none">・すべての教育活動を中止し、教師の指示でグランドへ避難する。・児童生徒は避難後、原則として学校待機。・教職員は地震の規模や被害状況および今後の安全予想をふまえ、一斉下校または引き渡しを行う。その他地震の程度に応じて対応する。

4. 学校から保護者の皆様へ依頼事項(例)

緊急連絡先の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に緊急時の連絡先・帰宅先を決め、各校配付の所定の用紙に記入の上、提出してください。 ・緊急時の連絡先・帰宅先の変更があった場合は、学級担任に連絡をしてください。
危険箇所の通報	<ul style="list-style-type: none"> ・警報の有無にかかわらず、道路の冠水・河川の氾濫・火災の発生・電線の切断など、児童生徒の通行が危険と思われるときは、危険箇所を学校へ通報してください。この場合、児童生徒は自宅に待機させてください。

※緊急下校、臨時休業の情報は、保護者一斉メールで連絡することを原則とします。

※原則、引き渡し下校は訓練時の要領で行います。

※災害時で登校できない場合は、遅刻や欠席扱いにはなりません。

＜参考資料＞災害用伝言ダイヤルの利用方法

【災害用伝言ダイヤル】

- ・大規模な災害が発生した場合に運用されるシステム。
- ・家族に安否・居場所などを知らせる会話を、30秒以内で録音・保存できる声の伝言板。

【利用について】

- ・「171」に電話をかけ、音声案内に従って市外局番から始まる自宅の電話番号などをダイヤルして伝言に吹き込む。
- ・録音された伝言を聞く場合も、同様に「171」に電話をかけ、案内に従ってダイヤルすれば、全国どこからでも聞くことができる。

【安否・被害状況についての連絡方法】

- ・「171」→「1」→自宅の電話番号「〇〇〇〇-△△-××××」→「録音」

【安否・被害状況の確認方法】

- ・「171」→「2」→自宅の電話番号「〇〇〇〇-△△-××××」→「再生」

※携帯電話の番号は利用できない。

※録音の例：「岐阜太郎です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在、〇〇小学校に避難しています。」

【伝言の録音・保存】

- ・伝言の保存期間は2日間。
- ・録音・保存できる伝言は、被災の範囲や被害の大きさによって設定されるが、数件から最大10件となる。
- ・伝言の録音・再生とも通話料以外の料金は必要なし。
- ・携帯・公衆電話からの利用も可能。ただし、平常時は運用していない。
- ・家庭で災害用伝言ダイヤルについて話し合い、被災した場合に利用することを確認しておくといよい。